

添付法令資料 4 :

インドネシア語の使用に関する 2019 年 9 月 30 日付インドネシア共和国大統領規則 No.63 (目次。インドネシア国語法 (正式名称は下記) の委任を受けた大統領規則である。)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 インドネシア語の利用規定
 - 第 1 節 通則 (第 2 条)
 - 第 2 節 法令の規定 (第 3 条)
 - 第 3 節 国の公文書 (第 4 条)
 - 第 4 節 大統領、副大統領その他の国家公務員の公式演説
 - 第 1 款 通則 (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 2 款 国内における公式演説 (第 7 条ないし第 15 条)
 - 第 3 款 国外における公式演説 (第 16 条ないし第 22 条)
 - 第 5 節 国民教育における公用語 (第 23 条及び第 24 条)
 - 第 6 節 政府機関における行政サービス (第 25 条)
 - 第 7 節 覚書又は契約書 (第 26 条)
 - 第 8 節 全国フォーラム又はインドネシアにおける国際フォーラム (第 27 条)
 - 第 9 節 政府及び民間の業務分野における公式コミュニケーション (第 28 条及び第 29 条)
 - 第 10 節 政府機関に対する機構又は個人による報告 (第 30 条)
 - 第 11 節 インドネシアにおける学術論文の執筆及び学術論文の発表 (第 31 条)
 - 第 12 節 インドネシア国民又はインドネシア法人により建設され、又は所有される地理、構築物又は建築物、道路、アパートメント又はセトルメント、オフィス、複合商業施設、商標、事業機関、教育機関及び組織の名称 (第 32 条ないし第 38 条)
 - 第 13 節 商品又はサービスの製品についての情報 (第 39 条)
 - 第 14 節 公共標識、道路標識、公共施設、バナー及び他の情報手段 (第 40 条)
 - 第 15 節 マス・メディアを通じた情報 (第 41 条)
- 第 3 章 監督 (第 42 条)
- 第 4 章 終則 (第 43 条及び第 44 条)

※本規則のうち、特に 26 条は、契約をインドネシア語で締結することを義務付ける「国旗、国語、国章及び国家に関する法律」(2009 年第 24 号。上記「インドネシア国語法」) 31 条に対応しており、契約書のインドネシア語版作成時期に関する実務への影響が予想される。